

遠征時の交通費について

遠征時における交通費の清算は下記の通りとする。10月1日以降の遠征より適用するものとする。

1. 変更の主旨

- (1) 現在、国道16号線を境に算出基準を分けているが遠距離の遠征時に運転者に対する還元がなく矛盾が生じているためこれを是正する。
- (2) 実費を基準とする算出方法への変更により各自の負担軽減を図る。

2. 算出方法

走行距離 ÷ 7(基準燃費) × 150(ガソリン単価) + 謝礼金 = 1台当たり交通費

1台当たり交通費 × 車の台数 = 交通費総額

交通費総額 ÷ 搭乗者 = ひとり当たり交通費

※ 高速道路料金が発生した場合は実費を加算する。

※ 運転者の家族(選手含む)は搭乗者から除外するものとする。

※ 帯同コーチは搭乗者から除外するものとする。

3. 謝礼金

遠征時に車出しする運転者には以下の謝礼金を支出するものとする。

30km以内 500円

50km以内 800円

50km以上 1,200円

4. 距離計測及び高速道路料金

走行距離の計測には事務手続きの煩雑化を避けるため距離計測のサイトに統一するものとし、集合場所から目的地までを対象距離とする。渋滞の回避等の理由で明らかに遠回りがあった場合はサイトによる計測時に経路入力による計測を可とする。これは運転者からの申告によるものとし申告があった場合には全車その距離に統一する。ただし、ガソリン価格の設定、基準燃費の設定には誤差を吸収する配慮(10%程度)がなされており若干の遠回りは許容の範囲内とする。

高速道路料金は通常の価格で統一する。(ETC利用による割引価格は採用しない)

5. 端数の計算

一人当たり交通費の算出時に発生する端数はすべて 1 円単位を切り上げとする。また、運転者へ還元するときに発生する割り切れない 1 円は交通費会計担当者の裁量で割り当てるものとする。

6. 算出例

例 1. 三山東小学校練習試合 北公園集合 車両 3 台 総搭乗者 24 名
(内、運転者 3 名、帯同コーチ 3 名、運転者家族 6 名)

$16.4\text{km}(\text{走行距離}) \div 7(\text{基準燃費}) \times 150(\text{ガソリン単価}) + 500(\text{謝礼金}) = 852 \text{ 円}$

$852 \text{ 円} \times 3(\text{車両台数}) = 2,556 \text{ 円}(\text{交通費総額 1})$

$2,556 \text{ 円} \div 11(\text{搭乗者数}) = 240 \text{ 円}(\text{一人当たり交通費、1 円単位切上げ})$

$240 \text{ 円} \times 11 = 2,640 \text{ 円}(\text{交通費総額 2})$

$2,640 \text{ 円} \div 3 = 880 \text{ 円}(\text{運転者還元額})$

例 2. 君津市立北子安小学校 県大会 北公園集合 車両 4 台 総搭乗者 32 名
(内、運転者 4 名、帯同コーチ 3 名、運転者家族 8 名)

$126.2\text{km} \div 7 \times 150 + 3,100 \text{ 円}(\text{高速代}) + 1,200 \text{ 円}(\text{謝礼金}) = 7,005 \text{ 円}$

$7,005 \text{ 円} \times 4 = 28,020 \text{ 円}(\text{交通費総額 1})$

$28,020 \text{ 円} \div 17(\text{搭乗者数}) = 1,650 \text{ 円}(\text{一人当たり交通費、1 円単位切上げ})$

$1,650 \text{ 円} \times 17 = 28,050 \text{ 円}(\text{交通費総額 2})$

$28,050 \text{ 円} \div 4 = 7,012 \text{ 円}(\text{運転者還元額 } 7,012 \text{ 円と } 7,013 \text{ 円の割当は交通費会計の裁量で割当て})$

参考 距離計測の方法

検索サイト <http://www.mapfan.com/> にアクセス。

「地図検索メニュー」から「ルート検索」

検索ダイアログに「船橋市本町 6」で検索→地図を拡大し「本町北公園」をクリックし「出発地に設定」→検索のタブを「スポット名」に変えて「三山東小学校」と入力→検索結果から「船橋市立三山東小学校」をクリック→地図を確認し「目的地に設定」→「ルート検索」をクリック→片道の距離が表示

経由地がある場合は同じ要領で経由地を入力

変更1・・・ガソリン単価について実勢価格に持続的な変動があるため下記の通り改定致します。

150円→160円 2013年3月1日遠征分より適用（期限 次回改定まで）

変更2・・・遠征時、会場校に許可されている台数を超えて車両を使用する場合（以下当該車両を応援号とする）、応援号についても交通費会計に合算して算出する。この際、謝礼金、高速料金も含め同様に支出する。さらに会場に駐車できないため、近隣の駐車場に駐車した料金も合算する。当改定の適用は応援号が通常車両と同時間に行動する場合に限るもので、応援者が後から試合時間に合わせ行動する場合はこれに当たらない。

今回の改定における主たる目的は交通費計算の煩雑さの緩和にあり、チームとして応援には公共交通機関の利用を促進していることを変更するものではない。従って、一人当たりの支出金額が大きく増えることの無いよう配慮を要するものである。但し、応援号を会場近隣の商業施設等に駐車することは厳禁とする。応援号が1-2人で走るようなケースでは公共交通機関の利用が望ましい。

※即日適用（すでに試験的に実施している分も有効）

変更3・・・帯同コーチの交通費について、審判要員またはベンチ役員として監督、およびヘッドコーチより依頼を受けて帯同する際で、終始チームと帯同できない場合に発生する交通費は支出基準を「遠征時の交通費」に準じて部費より支出する。公共交通機関を利用の場合は実費を部費より支出する。タクシー利用の場合は領収書を添付し請求する。ただし、当規定の適用は担当学年を超えて出動する場合に限る。従って、各コーチが担当する学年における遠征については適用しない。また、外部コーチについては担当学年を指定しない。

（試合に多学年で参加している場合、コーチが担当学年か否かの判断は子供の登録を基準とする）

※即日適用（すでに試験的に実施している分も有効）

2013年2月12日改定（変更1）

2013年11月24日改定（変更2および変更3）